

太陽光発電施設の扱いに関する運用上の勘案措置(平成20年措置済み)

製造業等の工場の敷地内に自家発電施設として設置される太陽光発電施設等を原則生産施設から除外するよう、運用を見直し。

また、電気供給業を営む者が、太陽光発電施設等を設置する場合であっても、山間部、海岸部等であって、周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと判断される場合には、当該施設を設置する事業所が準則を充足していなくても勧告を行わないことができるという運用上の見直しを併せて実施した。

	山間部、海岸部等に 設置される場合	その他の場合
自家発電施設 (製造業等に属する工場の敷地内に追加的に設置される太陽光発電施設等)	生産施設から除外	
電気供給業 (発電所の施設等として設置される太陽光発電施設等)	周辺生活環境に影響のおそれがないければ、勧告をしないことができる。	生産施設

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表し、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律です。

→ [詳細はこちら](#)

【直近の改正】 **平成20年6月11日 工場立地法運用例規集の一部改正**

【改正のポイント】 ① 緑地面積規制に関する運用上の勘案措置の追加

◆ 敷地外緑地等の範囲の拡大 → 運用例規集2-2-3の②

◆ 「視覚的な緑量による評価」の導入 → 運用例規集2-2-3の③

② 太陽光発電施設の扱いに関する運用上の勘案措置の追加

→ 運用例規集2-2-3の⑫

【関連資料】 ① [工場立地法運用例規集](#) ② [直近の一部改正に係る新旧対照表](#)

③ [「視覚的な緑量による評価」導入のためのガイドライン](#)

1. 工場立地法のあり方に関する検討状況

→ [工場立地法検討小委員会における審議状況のページへ](#)

→ [工場立地法検討小委員会報告書\(平成20年1月公表\)](#)

2. 関係資料(法令等)

法律・政令・省令・告示	PDF形式
工場立地法(昭和34年3月20日法律第24号)【最終改正 平成12年5月31日】	○
工場立地法施行令(昭和49年2月22日政令第29号)【最終改正 平成12年6月7日】	○
工場立地法施行規則 (昭和49年3月29日大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号) 【最終改正 平成16年3月31日】	○
工場立地に関する準則 (平成10年1月12日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号) 【最終改正 平成20年5月26日】	○
緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準 (注1) (平成10年1月12日大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号) 【最終改正 平成16年3月31日】	○
緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準 (注2) (平成19年6月25日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2)	○

号)

【最終改正 平成19年6月25日】

注1:工場立地法第4条の2の規定に基づき都道府県(政令指定都市を含む。)が地域準則条例を定めようとする場合の基準

注2:企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)(通称:企業立地促進法)

第10条の規定に基づき市町村が市町村準則条例を定めようとする場合の基準

通知(技術的助言)	PDF形式
工場立地法運用例規集 【最終改正 平成20年6月11日】	○

ガイドライン	PDF形式
企業立地促進法に基づく緑地面積率等の特例措置に係る市町村条例制定のガイドライン 【最終改正 平成19年7月30日】	○

参考資料	PDF形式
生産施設面積率の見直しについて(新旧対照表) 【平成20年5月26日告示分】	○

3. 工場立地動向調査・工場適地調査

工場立地動向調査・工場適地調査の結果	EXCEL形式
工場立地動向調査結果	○
工場適地調査結果(全国の工場適地総覧)	○



PDFファイルはAcrobat Reader(無料)でご覧下さい。

工場立地法運用例規集の一部改正新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○工場立地法運用例規集（平成16年3月31日付け財理第1287号、課酒5-11、医政発第0331003号、15総合第2866号、平成16・03・25地局第3号、国鉄技第238号、国海船第67号、国海造第488号）

改 正	現 行
<p>第1編 工場立地法の用語の解釈、運用等 第3章 生産施設 第2節 製造工程別の取扱い (用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)) 1-3-2-12 <u>自家発電施設(水力、地熱、風力又は太陽光を原動力とするものを除く。)</u>、<u>ボイラー(純水製造設備を含む。)</u>、<u>コンプレッサー</u>、<u>酸素製造施設</u>、<u>熱交換器</u>、<u>整流器等は生産施設とする</u>。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。</p> <p><u>第9章 適用すべき準則</u> (異なる準則の定められた区域の存する特定工場の扱い) 1-9-1 <u>一の工場等の敷地内に複数の異なる準則(緑地又は環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する準則(以下「緑地面積率等準則」という。)を言う。)の定められた区域の存する特定工場にあっては、これらの区域のうち敷地面積に占める割合が最大となる区域に係る緑地面積率等準則を適用する。</u></p> <p>第2編 届出手続き等 第1章 届出 第2節 手続き (あて先) 2-1-2-3-2 <u>届出書のあて先は、特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(特定工場が政令指定都市内に設置されている場合)にあっては、当該特定工場の設置の場所を管轄する政令指定都市の長)とする。ただし、特定工場が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項の規定に基づき市町村が定めた緑地面積率等条例に係る区域(以下「緑地面積率等条例区域」という。)に設置されている場合)にあっては、当該市町村の長とする。</u></p> <p><u>(行政区域の境界線上に設置された特定工場の扱い)</u></p>	<p>第1編 工場立地法の用語の解釈、運用等 第3章 生産施設 第2節 製造工程別の取扱い (用役施設(受変電施設及び用水施設を除く。)) 1-3-2-12 <u>自家発電施設</u>、<u>ボイラー(純水製造設備を含む。)</u>、<u>コンプレッサー</u>、<u>酸素製造施設</u>、<u>熱交換器</u>、<u>整流器等は生産施設とする</u>。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは変電所、開閉所、受変電施設をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷却塔、排水施設等をいう。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2編 届出手続き等 第1章 届出 第2節 手続き (あて先) 2-1-2-3-2 届出書のあて先は、特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(特定工場が政令指定都市内に設置されている場合)にあっては、当該特定工場の設置の場所を管轄する政令指定都市の長)とする。</p> <p><u>(新規)(2-1-2-3-3以降を繰り下げ)</u></p>

2-1-2-3-3 特定工場が、当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事（特定工場が政令指定都市内に設置されている場合にあつては、当該特定工場の設置の場所を管轄する政令指定都市の長）の行政区域（緑地面積率等条例区域を含む。以下同じ。）の境界線上に設置されている場合における届出書のあて先は、2-1-2-3-2に基づく届出書のあて先のうち、敷地面積に占める割合が最大となる行政区域に係る地方公共団体の長とする。

第2章 勧告及び変更命令

（法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）

2-2-3

① （略）

② 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があり、当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事の定める基準に照らし、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合。この場合において、当該工場等の設置の場所を管轄する都道府県知事は、必要に応じて当該工場等の存する市町村の長に意見を求め、判断を行うものとする。

③ 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く。）する場合において、準則に適合するために必要な緑地等を当該工場の敷地内に確保できない事情があり、工場等の敷地の周辺部（準則第4条の敷地の周辺部を言う。）その他の敷地内の土地に整備される樹木その他の植栽が、工場敷地内の建築物その他の施設（緑地及び環境施設を除く。）を視覚的に一定程度覆うことが見込まれ、緑地に係る準則（（備考）の規定を除く。）を満たしている他の工場等と景観上同等であると認められる場合。

④～⑪ （略）

⑫ 森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に風力発電施設または太陽光発電施設が設置される場合であつて、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合。

第2章 勧告及び変更命令

（法第4条第1項の規定に適合しない場合の勧告の基準）

2-2-3

① （略）

（新規）（②以降を繰り下げ）

（新規）（③以降を繰り下げ）

②～⑨ （略）

⑩ 森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に立地する風力発電設備であつて、周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合。